重要事項説明書

記入年月日	令和7年6月30日
記入者名	石田 規浩
所属・職名	はっぴーらいふ高槻施設
	長

※ サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている有料老人ホームについては、「「登録申請書の添付書類等の参考とする様式について」の一部改正について(令和4年8月18日付け厚生労働省老健局高齢者支援課長・国土交通省住宅局安心居住推進課長事務連絡)」の別紙3の記載内容を合わせて記載して差し支えありません。その場合、以下の1から3まで及び6の内容については、別紙3の記載内容で説明されているものとみなし、欄自体を削除して差し支えありません。

1. 事業主体概要

種類	法人					
	※法人の場合、その種類 株式会社					
名称	(ふりがな) かぶしきがいしゃ らいふけあ・びじょんびじょん					
	株式会社ライフケア・ビジョン					
主たる事務所の所在地	〒533-0033 大阪市東淀川区東中島一丁目 18番 22号					
連絡先	電話番号	06-6160-7088				
	FAX番号	06-6160-7087				
	メールアドレス	h.higa@lifecare-vision.co.jp				
	ホームページアドレス	https://lifecare-happylife.com/				
代表者	氏名	祝嶺 良太				
	職名	代表取締役				
設立年月日	平成23年7月8日					
主な実施事業	※別添1 (別に実施する介)	護サービス一覧表)				

2. 有料老人ホーム事業の概要

(住まいの概要)

名称	(ふりがな) はっぴーらいふたかつき					
	はっぴーらいふ高槻					
所在地	〒569-0027					
	高槻市天川新町11番	2 号				
主な利用交通手段	最寄駅	阪急京都本線「高槻市」駅				
	交通手段と所要時間	① バス利用の場合				
		阪急京都本線「高槻市」駅からバス乗車(10分				
	程度)					
	「六中西」停留所で降車し、徒歩1分					
	② 徒歩の場合					
	阪急京都本線「高槻市」駅から徒歩 22 分					
連絡先	電話番号	072-672-7099				
	FAX番号	072-672-7096				
	メールアドレス	h.higa@lifecare-vision.co.jp				
	ホームページアドレス	http://www.lifecare-vision.co.jp/				
管理者	氏名	石田 規浩				
	職名	施設長				
建物の	竣工日	平成27年7月31日				
有料老人ホー、	ム事業の開始日	平成27年9月1日				

(類型)【表示事項】

- 1 介護付(一般型特定施設入居者生活介護を提供する場合)
- 2 介護付(外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を提供する場合)
- 3 住宅型
- 4 健康型

1又は2に	介護保険事業者番号	
該当する場	指定した自治体名	県 (市)
合	事業所の指定日	年 月 日
	指定の更新日 (直近)	年 月 日

3. 建物概要

土地	敷地面積	899. 17 m²						
	所有関係	1 事業者が自ら所有する土地						
		2 事	業者が賃借する	5土地(普通賃借	・ 定期賃借)	
		担	は当権の有無	1	あり 2	なし		
		契	2約期間	1	あり			
				(2017年9月	29 日~2032 年	11月30日)	
				2	なし			
		契	2約の自動更新	1	あり 2	なし		
建物	延床面積		全体				1429. 44 m²	
		うち、	老人ホーム部	分			1429. 44 m²	
	耐火構造	1 耐/	火建築物					
		2 準而	耐火建築物					
		3 70	つ他 ()			
	構造	1 鉄角	筋コンクリート	造				
		2 鉄帽	骨造					
		3 木道	3 木造					
		4 その	つ他 ()		
	所有関係	1 事業	1 事業者が自ら所有する建物					
		2 事	業者が賃借する	5建物	(普通賃借	・定期賃	(昔)	
		抵当村	権の設定	1	あり 2	2 なし		
		契約其	期間	1	あり			
				(2017年9月	29 日~2032 年	11月30日)	
				2	なし			
		契約の	の自動更新	1	あり 2	なし		
居室の状況		1 全	室個室(縁故者	番居室を	含む)			
	居室区分	2 相部	8屋あり					
	【表示事項】		最少				人部屋	
			最大				人部屋	
		トイレ	浴室		面積	戸数・室数	区分*	
	タイプ 1	有/無	有/無		18.05 m²	6 戸	一般居室個室	
	タイプ 2	有/無	有/無		18. 27 m²	28 戸	一般居室個室	
	タイプ 3	有/無	有/無		21. 99 m²	2 戸	一般居室個室	
	タイプ 4	有/無	有/無		22. 21 m²	3 戸	一般居室個室	
	タイプ 5	有/無	有/無		22. 40 m²	1戸	一般居室個室	
	タイプ 6	有/無	有/無		m²			
	タイプ 7	有/無	有/無		m²			

	タイプ8	有/無	有/無	m²		
	タイプ 9	有/無	有/無	m²		
	タイプ 10	有/無	有/無	m²		
※「一般居室	室 「一般居	·室相部屋	上」「介護居	室個室」「介護居室相部屋	量」「一時介護	室」の別を記入。
共用施設	共用便所にお	ける	0 , EL	うち男女別の対応が可能	金な便房	0ヶ所
	便房		3ヶ所	うち車椅子等の対応が可	『能な便房	3ヶ所
	共用浴室		3ヶ所	個室		4ヶ所
	共用俗主 		3 <i>T D</i> I	大浴場		0ヶ所
				チェアー浴		1ヶ所
	共用浴室にお	ける	1 元元	リフト浴		0ヶ所
	介護浴槽		1ヶ所	ストレッチャー浴		0ヶ所
				その他(個浴)		ケ所
	食堂	1	あり	2 なし		
	入居者や家族	が利 1	あり	2 なし		
	用できる調理	設備				
	エレベーター	1	. あり(国	草椅子対応)		
		2	と あり (>	ストレッチャー対応)		
		3	あり (」	上記1・2に該当しない)		
		4	なし			
消防用設備	消火器	1	あり	2 なし		
等	自動火災報知	設備 1	あり	2 なし		
	火災通報設備	1	あり	2 なし		
	スプリンクラー	- 1	あり	2 なし		
	防火管理者	1	あり	2 なし		
	防災計画	1	あり	2 なし		
	居室	便原	折	浴室	その他()
緊急通報装	1 あり	1	あり	1 あり	1 あり	
置等	2 一部あり	2	一部あり	2 一部あり	2 一部あ	り
	3 なし	3	なし	3 なし	3 なし	
その他	① 共用部分 ((廊下) に	は防犯カメ	ラを設置し事務所にて録画	可しております	
CVIE	② 全居室に	睡眠管理	!センサーを	設置しております。(希望)	により取り外し	_可)

4. サービス等の内容

(全体の方針)

運営に関する方針	当施設は、入居者の意思及び人格を尊重し入居者
	の立場に立って、それぞれの状態に応じた医療、
	看護、介護サービス、相談業務を提供し、明るく
	家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつき
	を重視した運営を行います。
サービスの提供内容に関する特色	サービス提供にあたっては、入居者の所在する市
	町村、居宅介護支援事業者、その他の保険医療サ
	ービス又は福祉サービスを提供する者との密接
	な連携に努めるものとします。
入浴、排せつ又は食事の介護	1 自ら実施 2 委託 3 なし
食事の提供	1 自ら実施 2 委託 3 なし
洗濯、掃除等の家事の供与	1 自ら実施 2 委託 3 なし
健康管理の供与	1 自ら実施 2 委託 3 なし
安否確認又は状況把握サービス	1 自ら実施 2 委託 3 なし
生活相談サービス	1 自ら実施 2 委託 3 なし

(介護サービスの内容) ※特定施設入居者生活介護等の提供を行っていない場合は省略可能

特定施設入居者生活介護の加算		(I)	1	あり	2	なし
の対象となるサービスの体制の	入居継続支援加算	(II)	1	あり	2	なし
		<u> </u>	1			
有無	 生活機能向上連携加算	(I)	1	あり	2	なし
	工作機能的工 <i>生场加</i> 异	(II)	1	あり	2	なし
※1 「協力医療機関連携加算	ADL 維持等加算	(I)	1	あり	2	なし
(Ⅰ)」は、「相談・診療を行	ADL 維持等加算	(II)	1	あり	2	なし
う体制を常時確保し、緊急時	伊思州松台河海加管	(I)	1	あり	2	なし
に入院を受け入れる体制を	個別機能訓練加算	(II)	1	あり	2	なし
確保している協力医療機関	太阳子类从州山岭	(I)	1	あり	2	なし
と連携している場合」に該当	夜間看護体制加算	(II)	1	あり	2	なし
する場合を指し、「協力医療	若年性認知症入居者受入加算	Ē	1	あり	2	なし
機関連携加算(Ⅱ)」は、「協	協力医療機関連携加算(※	(I)	1	あり	2	なし
力医療機関連携加算(I)」以	1)	(II)	1	あり	2	なし
外に該当する場合を指す。	口腔衛生管理体制加算(※ 2	2)	1	あり	2	なし
	口腔・栄養スクリーニング加算			あり	2	なし
※2 「地域密着型特定施設入居	退院・退所時連携加算		1	あり	2	なし

老什江人港,のセウナガルー	11. 尺叶桂却担 44. 45. 位		1 + 10 0 + 1			
者生活介護」の指定を受けて	退居時情報提供加算	(1)	1 by 2 cl			
いる場合。	看取り介護加算	(I)	1 by 2 cl			
		(II)	1 あり 2 なし			
	認知症専門ケア加算	(I)	1 あり 2 なし			
		(II)	1 あり 2 なし			
	高齢者施設等感染対策向上	(I)	1 あり 2 なし			
	加算	(II)	1 あり 2 なし			
	新興感染症等施設療養費	Г	1 あり 2 なし			
	 生産性向上推進体制加算	(I)	1 あり 2 なし			
	工/工/1771年/5 [十][174]	(II)	1 あり 2 なし			
		(I)	1 あり 2 なし			
	サービス提供体制強化加算	(II)	1 あり 2 なし			
		(III)	1 あり 2 なし			
		(I)	1 あり 2 なし			
		(II)	1 あり 2 なし			
		(Ⅲ)	1 あり 2 なし			
		(IV)	1 あり 2 なし			
		(V) (1)	1 あり 2 なし			
		(V) (2)	1 あり 2 なし			
		(V) (3)	1 あり 2 なし			
		(V) (4)	1 あり 2 なし			
		(V) (5)	1 あり 2 なし			
	介護職員等処遇改善加算	(V) (6)	1 あり 2 なし			
		(V) (7)	1 あり 2 なし			
		(V) (8)	1 あり 2 なし			
		(V) (9)	1 あり 2 なし			
		(V) (10)	1 あり 2 なし			
		(V) (11)	1 あり 2 なし			
		(V) (12)	1 あり 2 なし			
		(V) (13)	1 あり 2 なし			
		(V) (14)	1 あり 2 なし			
 人員配置が手厚い介護サービス			1 - 00 9 - 2 - 75 0 - 1 護職員の配置率)			
の実施の有無	1 あり		: 1			
マンノヘルビマン 日 ハハ	2 なし					
	2 120					

(医療連携の内容)

医療支援		1 救急車の手配						
*	複数選択可	2 入退院の付き添い						
		3 通院介則	院介助					
		4 その他	(
協力医療機関	1	名称	中島荘野クリニック					
		住所	大阪府高槻市永楽町 3-11					
		診療科目	内科					
		協力科目	内科					
		協力内容	入所者の病状の急変時等において	1	あり	2	なし	
			相談対応を行う体制を常時確保					
			診療の求めがあった場合において	1	あり	2	なし	
			診療を行う体制を常時確保					
	2	名称	医療法人祥風会 緑が丘みどりクリニ	ック				
		住所	大阪府寝屋川市太秦緑が丘28番8号					
		診療科目	内科、精神科					
		協力科目	内科、精神科					
		協力内容	入所者の病状の急変時等において	1	あり	2	なし	
			相談対応を行う体制を常時確保					
			診療の求めがあった場合において	1	あり	2	なし	
			診療を行う体制を常時確保					
	3	名称						
		住所						
		診療科目						
		協力科目						
		協力内容	入所者の病状の急変時等において	1	あり	2	なし	
			相談対応を行う体制を常時確保					
			診療の求めがあった場合において	1	あり	2	なし	
			診療を行う体制を常時確保					
		協力内容	入所者の病状の急変時等において	1	あり	2	なし	
			相談対応を行う体制を常時確保					
			診療の求めがあった場合において	1	あり	2	なし	
			診療を行う体制を常時確保					
新興感染症発	1 あり							
生時に連携す	医療	機関の名称						
る医療機関	医療	機関の住所						
	2 なし							

協力歯科医療	1	名称	高槻ハート歯科
機関		住所	大阪府高槻市上田辺町 6-20
		協力内容	訪問診療
	2	名称	
		住所	
		協力内容	

(入居後に居室を住み替える場合) ※住み替えを行っていない場合は省略可能

入居後に居室を信	主み替える場合	1	一時介記	護室′	へ移る場合
	※複数選択可			室へ和	移る場合
		3	その他	()
判断基準の内容					
手続きの内容					
追加的費用の有無	#	1	あり	2	なし
居室利用権の取扱	及い				
前払金償却の調整	隆の有無	1	あり	2	なし
従前の居室との	面積の増減	1	あり	2	なし
仕様の変更	便所の変更	1	あり	2	なし
	浴室の変更	1	あり	2	なし
	洗面所の変更	1	あり	2	なし
	台所の変更	1	あり	2	なし
	その他の変更	1	あり		(変更内容)
		2	なし		

(入居に関する要件)

入居対象となる者	自立している者	1 あり 2 なし			
【表示事項】	要支援の者	1 あり 2 なし			
	要介護の者	1 あり 2 なし			
留意事項					
契約解除の内容	一 事業主(以下「甲」という)は、入居者(以下「乙」という)が				
	次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて				
	当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務				
	が履行されないときは、本契約を解除することができる。				
	1) 賃料支払義務				
	2) 共益費支払義務				

	3) 状況把握・生活相談サービス料金支払義務					
	4) その他費用負担義務	5				
	二 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には					
	その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除すること					
	できる。					
	1) 自らが、暴力団、暴	暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準				
	ずる者又はその構成員	(以下総称して「反社会的勢力」という。) で				
	あった場合					
	2) 自らの役員(業務を	と執行する社員、取締役、執行役又はこれら				
	に準ずる者をいう。)が	反社会的勢力であった場合。				
	3) 反社会的勢力に自己	己の名義を利用させ、この契約を締結した場				
	合					
	4) 自ら又は第三者を利	川用して、次の行為をした場合				
	(1) 相手方に対する種	脅迫的な言動又は暴力を用いる行為				
	(2) 偽計又は威力を月	目いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀				
	損する行為					
		一 甲は、乙が次に掲げる義務に違反し				
		た場合において、甲が相当の期間を定め				
		て当該義務の履行を催告したにもかか				
		わらず、その期間内に当該義務が履行さ				
		れずに当該義務違反により本契約を継				
		続することが困難であると認められる				
		に至ったときは、本契約を解除すること				
		ができる。				
		1) 本物件の使用目的遵守義務(居住の				
		みを目的として本物件を使用しなけれ				
事業主体から解約を求める場合	解約条項	ばならない。)				
事業主体が5時間を水める場合	所来? 不 ·只	2) 次に掲げる禁止・制限行為				
		(1) 本物件の全部又は一部につき、賃				
		借権を譲渡し、又は転貸すること。				
		(2)甲の書面による承諾を得ることな				
		く、本物件の増築、改築、移転、改造若				
		しくは模様替え又は本物件の敷地内に				
		おける工作物の設置を行うこと。				
		(3) 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性				
		を有する危険な物品等を製造又は保管				
		すること。				
		(4)大型の金庫その他の重量の大きな				

		1			
		物品等を搬入し、又は備え付けること。			
		(5)排水管を腐食させるおそれのある			
		液体を流すこと。			
		(6) 大音量でテレビ、ステレオ等の操			
		作、ピアノ等の演奏を行うこと。			
		(7)猛獣、毒蛇等の明らかに近隣に迷			
		惑をかける動物を飼育すること。			
		3) その他本契約書に規定する乙の義務			
		二 甲は、乙が年齢を偽って入居資格を			
		有すると誤認させるなどの不正の行為			
		によって本物件に入居したときは、本契			
		約を解除することができる。			
		三 甲は、乙が次に掲げる行為を行った			
		場合には、何らの催告も要せずして、本			
		契約を解除することができる。			
		1)本物件を、反社会的勢力の事務所そ			
		の他の活動の拠点に供すること。			
		2) 本物件又は本物件の周辺において、			
		著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、			
		又は威勢を示すことにより、付近の住民			
		又は通行人に不安を覚えさせること。			
		3) 本物件に反社会的勢力を居住させ、			
		又は反復継続して反社会的勢力を出入			
		りさせること。			
		4) 上記のほか、騒音、振動、不潔行為			
		等により、近隣又は他の入居者に迷惑を			
		かけること。			
	解約予告期間	1ヶ月			
入居者からの解約予告期間		1ヶ月			
体験入居の内容	1 あり(内容:)			
	2 なし				
入居定員		40 人			
その他	入居をお断りするこ	とがある場合			
	①入院加療を要する病態の方及び常時医療的処置を要する方				
	②感染症疾患を有し、他の入居者様に感染させる恐れのある方				
	他の入居者に迷惑や危	害を加える恐れのある方			
	•				

5. 職員体制

※有料老人ホームの職員について記載すること(同一法人が運営する他の事業所の職員については記載する必要はありません)。

(職種別の職員数)

		職員数(実人数)	常勤換算人数			
		合計	% 1 % 2			
			常勤	非常勤		
管理	理者	1	1		1.0	
生活	舌相談員					
直	妾処遇職員					
	介護職員	18	12	6	14.8	
	看護職員					
機能	能訓練指導員	2		2	1. 2	
計	画作成担当者					
栄	養士					
調	理員					
事	 務員	2	1	1	1.0	
そ(の他職員	1		1	0.6	
1 ì	1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数※2					

^{※1} 常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が 勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算 した人数をいう。

(資格を有している介護職員の人数)

	合計			
		常勤	非常勤	
社会福祉士				
介護福祉士	8	7	1	
実務者研修の修了者	4	2	2	
初任者研修の修了者	6	3	3	
介護支援専門員				

(資格を有している機能訓練指導員の人数)

	合計		
		常勤	非常勤
看護師又は准看護師			

^{※2} 特定施設入居者生活介護等を提供しない場合は、記入不要。

理学療法士		
作業療法士		
言語聴覚士		
柔道整復士	2	2
あん摩マッサージ指圧師		
はり師		
きゅう師		

(夜勤を行う看護・介護職員の人数)

夜勤帯の設定時間 (18	時 00 分~ 9 時 00 分)	
	平均人数	最少時人数(休憩者等を除く)
看護職員	0人	0人
介護職員	2 人	2 人

(特定施設入居者生活介護等の提供体制)

特定施設入居者生活介護の	契約上の職	員配置比率*	a	1.5:1以上	
利用者に対する看護・介護職	【表示事項]	b	2:1以上	
員の割合			С	2.5:1以上	
(一般型特定施設以外の場				d	3:1以上
合、本欄は省略可能)	実際の配置	比率			
	(記入日時	点での利用者数:常勤換算		: 1	
※広告、パンフレット等におり	する記載内容	に合致するものを選択			
外部サービス利用型特定施設	である有料	ホームの職員数			人
老人ホームの介護サービス提供	訪問介護事業所の名称				
サービス利用型特定施設以外の	訪問看護事業所の名称				
は省略可能)		通所介護事業所の名称			

(職員の状況)

	他の職	務との兼	務					1 あ	n [2	2 なし	
管理者	業務に	業務に係る資格等			あり						
1 任任1				資格等	の名称		1	个護福祉	士		
			2	なし							
	看護	職員	介	護	職員	生活木	目談員	機能訓練	東指導員	計画作品	戈担当者
	常勤	非常勤	常勤	力	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の			8		1						
採用者数											

前年度退職者	1年間の			1		1				
	1年未満									
応じた職員の・	1年以上			5		5				
職員	3年未満									
見した	3年以上			7		1				
人 た 数 経	5年未満									
験年	5年以上								2	
人数を経験年数に	10年未満									
,,,	10年以上									
従業者	の健康診断	の実施状	:況		1	あり	2	なし		

6. 利用料金

(利用料金の支払い方法)

居住の権利 【表示事項	—	1 利用権方式2 建物賃貸借方式3 終身建物賃貸借方式						
利用料金の【表示事項		 全額前払い方式 一部前払い・一部月払い 月払い方式 選択方式 ※該当する方式を全て選択 	方式 1 全額前払い方式 2 一部前払い・一部月払い方式 3 月払い方式					
年齢に応じ	た金額設定	1 あり 2 なし						
要介護状態	に応じた金額設定	1 あり 2 なし						
入院等によ	る不在時における	1 減額なし						
利用料金(月払い)の取扱い	2 日割り計算で減額						
		3 不在期間が 日以上の	場合に限り、日割り計算で減額					
利用料金 の改定	条件	消費者物価指数、雇用情勢その他の経済事情の変動により料金が不相 当となった場合						
の以上	手続き	事業主および入居者との協議による						

(利用料金のプラン【代表的なプランを2例】)

						プラン	1			プラン	2	
入居者の状 要介護度			(介	(介護度に応じた設定なし)			(介護度に応じた設定なし)					
況			年齢	(年齢に	こ応じた	設定なし)	(年齢に応じた設定なし)				
居	居室の状況		床面積				18. 27 m²		18. 05∼22. 40 m²			
			便所	1	有	2	無	1	有	2	無	
			浴室	1	有	2	無	1	有	2	無	
			台所	1	有	2	無	1	有	2	無	
入	入居時点で		前払金				円					円
必	必要な費用		敷金		1	00,	000円		4	200,	0 0	0円
月	額費用	の合語	+	152,000円			167,000円					
	家賃			45,000円		60,000円						
		特定	施設入居者生活介護※1の費用				円					円
	サー	介	食費 (30 日の場合)			52,	000円			5 2	, 00	0円
	ビス	護保	管理費			30,	000円			30,	0 0	0円
	ス費用	護保険外※	介護費用				別紙参照				別紐	参照
	711	ラト ※	光熱水費	_	_	25,	000円			25,	0 0	0円

			その他	別紙参照	別紙参照
*	(1)	卜護予 [6	坊・地域密着型の場合を	含む。	

※2 有料老人ホーム事業として受領する費用(訪問介護などの介護保険サービスに関わる介護費用

は、同一法人によって提供される介護サービスであっても、本欄には記入していない)

(利用料金の算定根拠)

費目	算定根拠
家賃	(算定根拠)居室の階数、配置、面積に応じる。
	(内容) 18.05 m² 月額45,000円~月額60,000円
	18.27 m² 月額45,000円~月額60,000円
	21.99 ㎡ 月額60,000円
	22.21 ㎡ 月額50,000円
	22.40 ㎡ 月額60,000円
敷金	家賃の 3.3 ヶ月分
介護費用	※介護保険サービスの自己負担額は含まない。
管理費	月額30,000円
	(算定根拠)年間を通じての施設人件費の合計から部屋数に応じ按分。
	(内訳) 施設長、事務員、施設職員、夜勤職員、リハビリ職員等
食費	月額52,000円(固定)
	(算定根拠)調理委託費 17,170 円/月(固定)を含む。
	欠食の場合は下記食数単価にて返金。
	(内訳) 食数単価:朝食351円、昼食351円、夕食459円
光熱水費	月額25,000円
	(算定根拠) 年間を通じて水光熱費・建物管理費等の合計から部屋数に応じ
	按分。
	(内訳) 住戸専用部ならびに共用部にかかる電気代、水道代、ガス代、
	建物にかかるエレベーター、防火設備等の法定点検費、ゴミ処理代、建物内
	清掃等建物管理費、敷地内駐車場・植栽の手入れ、共用部に使用する衛生用
	品・消耗品代等
利用者の個別的な選択に	別添 2
よるサービス利用料	
その他のサービス利用料	

(特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠) ※特定施設入居者生活介護等の提供を行って いない場合は省略可能

井口	管
I 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	显 正 根 侧
A P	FICILIZE

特定施設入居者生活介護※に対する自己負担	
特定施設入居者生活介護*における人員配置が手厚い	
場合の介護サービス (上乗せサービス)	
※ 介護予防・地域密着型の場合を含む。	

(前払金の受領) ※前払金を受領していない場合は省略可能

算定根拠		
想定居住期間	(償却年月数)	ヶ月
償却の開始日		入居日
想定居住期間 領する額(初)	を超えて契約が継続する場合に備えて受 期償却額)	円
初期償却率		%
返還金の	入居後3月以内の契約終了	
算定方法	入居後3月を超えた契約終了	
	1 連帯保証を行う銀行等の名称	
74 H V D	2 信託契約を行う信託会社等の名称	
前払金の	3 保証保険を行う保険会社の名称	
保全先	4 全国有料老人ホーム協会	
	5 その他(名称:)

7. 入居者の状況【冒頭に記した記入日現在】

(入居者の人数)

性別	男性	8 人
	女性	30 人
年齢別	65 歳未満	1人
	65 歳以上 75 歳未満	6人
	75 歳以上 85 歳未満	4 人
	85 歳以上	27 人
要介護度別	自立	0 人
	要支援1	0 人
	要支援2	0 人
	要介護1	6人
	要介護2	8人
	要介護3	10 人

	要介護4	6人
	要介護 5	8人
入居期間別	6ヶ月未満	5人
	6ヶ月以上1年未満	2 人
	1年以上5年未満	24 人
	5年以上10年未満	7人
	10 年以上 15 年未満	0人
	15 年以上	0人

(入居者の属性)

平均年齢	87.0 歳
入居者数の合計	38 人
入居率**	95%
※ 入居者数の合計を入居定員数で除して	「得られた割合。一時的に不在となっている者も入居者に含
t.	

(前年度における退去者の状況)

退去先別の人	自宅等	0人
数	社会福祉施設	2 人
	医療機関	2 人
	死亡	4 人
	その他	1人
生前解約の状	施設側の申し出	人
況		(解約事由の例)
	入居者側の申し出	5 人
		(解約事由の例)
		長期入院、自社の施設(高槻南、GH 高槻)へ転居、独居
		に戻るため。

8. 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情に対応する窓口等の状況)※複数の窓口がある場合は欄を増やして記入すること。

窓口の名称		はっぴーらいふ高槻		
電話番号		072-672-7099		
対応している時	平日	9:00~18:00		
間	土曜	9:00~18:00		
	日曜・祝日	9:00~18:00		
定休日		施設長不在時は電話応対した者が受付します。		
窓口の名称		高槻市役所 福祉指導課		
電話番号		072-674-7821		
対応している時	平日	8:45~17:15		
間 土曜				
	日曜・祝日			
定休日				

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

損害賠償責任保険の加入状況	1	あり	(その内容) サービスの提供上で事故
THE THIRD PROPERTY OF THE PERSON OF THE PERS			
1		'	が発生し、入居者の生命・身体・財産
		ļ	に損害が発生した場合、不可抗力によ
		!	る場合を除き賠償します。
	2	なし	
介護サービスの提供により賠償す	1	あり	(その内容) サービスの提供上で事故
べき事故が発生したときの対応		!	が発生し、入居者の生命・身体・財産

		に損害が発生した場合、不可抗力によ る場合を除き賠償します。
	2 なし	
事故対応及びその予防のための指針	1 あり	2 なし

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

利用者アンケート調査、意	1	あり	実施日	随時			
見箱等利用者の意見等を把	1	めり	結果の開示	1	あり	2	なし
握する取組の状況	2	なし					
			実施日				
第三者による評価の実施状	1	あり	評価機関名称				
況			結果の開示	1	あり	2	なし
	2	なし					

9. 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	1 入居希望者に公開
	2 入居希望者に交付
	3 公開していない
管理規程	1 入居希望者に公開
	2 入居希望者に交付
	3 公開していない
事業収支計画書	1 入居希望者に公開
	2 入居希望者に交付
	3 公開していない
財務諸表の要旨	1 入居希望者に公開
	2 入居希望者に交付
	3 公開していない
財務諸表の原本	1 入居希望者に公開
	2 入居希望者に交付
	3 公開していない

10. その他

運営懇談会	1 あり		年	2	口	
	2 なし	,				

	1 代権	捧措置あり	(内容)				
	2 代春	 持措置なし					
高齢者虐待防止のための取組	虐待防止丸		の定期的な開催	1	あり	2	なし
の状況	指針の整備	j		1	あり	2	なし
	定期的な研	F修の実施		1	あり	2	なし
	担当者の配	置		1	あり	2	なし
身体的拘束等の適正化のため	身体的拘束	[等適正化検討	委員会の開催	1	あり	2	なし
の取組の状況	指針の整備	j		1	あり	2	なし
	定期的な研	F修の実施		1	あり	2	なし
	緊急やむを	そ得ない場合に	こ行う身体的拘束を	その他	1の入居	者の行	動を制
	限する行為	。(身体的拘束	(等) を行うこと				
		身体的拘束	等を行う場合の態	1	あり		2 な
	1 あり	様及び時間	、入居者の状況並			L	
		びに緊急や	むを得ない場合の				
		理由の記録					
	2 なし						
業務継続計画の策定状況等	感染症に関	する業務継続	計画	1	あり	2	なし
	災害に関す	る業務継続計	一画	1	あり	2	なし
	職員に対す	-る周知の実施	<u>ī</u>	1	あり	2	なし
	定期的な研	F修の実施		1	あり	2	なし
	定期的な訓	練の実施		1	あり	2	なし
	定期的な業	έ務継続計画 σ	見直し	1	あり	2	なし
提携ホームへの移行	1 あり	(提携ホーム名	; :)				
【表示事項】	2 なし						
有料老人ホーム設置時の老人	1 あり	2 なし					
福祉法第 29 条第1項に規定	3 サーヒ	ごス付き高齢者	首向け住宅の登録を	·行っ	ているた	こめ、「	高齢者
する届出	の居住の	の安定確保に	関する法律第 23 条	の規	定により	、届出	出が不
	要						
高齢者の居住の安定確保に関	1 あり	2 なし					
する法律第5条第1項に規定							
するサービス付き高齢者向け							
住宅の登録							
有料老人ホーム設置運営指導	1 あり	2 なし					
指針「5.規模及び構造設備」							
に合致しない事項							

ĺ	合致しない事項がある場合	
	の内容	
	「6. 既存建築物等の活用	1 適合している (代替措置)
	の場合等の特例」への適合	2 適合している (将来の改善計画)
	性	3 適合していない
7	育料老人ホーム設置運営指導	あり
扌	旨針の不適合事項	
	不適合事項がある場合の内	体験入居なし
	容	協力医療機関である第二種協定医療機関との間で新興感染症発生時
		の対応について協議が出来ていない。

添付書類:別添1 (別に実施する介護サービス一覧表)

別添2 (個別選択による介護サービス一覧表)

別添3(個人情報使用同意書) 別添4(身体拘束について)

※	(利用者)	
	(代理人)	

説明年月日 年 月 日

説明者署名_____

※契約を前提として説明を行った場合は、説明を受けた者の署名を求める。

別添1 事業主体が当該都道府県、指定都市、中核市内で実施する他の介護サービス等

介護サービス等の種類			併設・隣接の 状況	事業所の名称	所在地
<居宅サービス>			7770		
訪問介護	あり	なし	併設・隣接	ハッピースタッフ高槻	高槻市天川新町11-2
			併設・隣接	ハッピースタッフ	高槻市大塚町1-1-11
				高槻大塚	
				ハッピースタッフ	高槻市富田町6-15-7
				高槻富田	
				ハッピースタッフ	高槻市竹の内町63番3
⇒上目目 7 ×× ∧⇒推	な n	なし	 併設・隣接	高槻南	号
訪問入浴介護	あり	なし	併設・隣接 併設・隣接		the life lasts as to make a set a
訪問看護	あり	なし		ハッピーケア高槻	高槻市竹の内町63番3
訪問リハビリテーション	あり	なし	併設・隣接		号
居宅療養管理指導	あり	なし	併設・隣接		
通所介護	あり	なし	併設・隣接	ハッピーデイサー	高槻市竹の内町63番3
	W) 9	1,40	171 日久 19年7日文	ビス高槻	局 槻 印 竹 の 内 町 63 番 3
通所リハビリテーション	あり	なし	併設・隣接	C 21 n] 1/9%	,,
短期入所生活介護	あり	なし	併設・隣接		
短期入所療養介護	あり	なし	併設・隣接		
特定施設入居者生活介護	あり	なし	併設・隣接		
福祉用具貸与	あり	なし	併設・隣接		
特定福祉用具販売	あり	なし	併設・隣接		
14 人 田 田 川 八 天 水 八	(1)	<i>'</i> & <i>U</i>			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	あり	なし	併設・隣接		
夜間対応型訪問介護	あり	なし	併設・隣接		
地域密着型通所介護	あり	なし	併設・隣接		
認知症対応型通所介護	あり	なし	併設・隣接		
小規模多機能型居宅介護	あり	なし	併設・隣接		
認知症対応型共同生活介護	あり	なし	併設・隣接	ハッピーグループ	高槻市竹の内町63番3
BROWNE TO A TO THE TOTAL BY	W 7		D1 82 D7 32	ホーム高槻	号
地域密着型特定施設入居者生活介護	あり	なし	併設・隣接		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	あり	なし	併設・隣接		
看護小規模多機能型居宅介護	あり	なし	併設・隣接		
	+ n	4.1	併設・隣接	ハッピースタッフ	高槻市竹の内町63番3
居宅介護支援	あり	なし		高槻南	号
<居宅介護予防サービス>					
介護予防訪問入浴介護	あり	なし	併設・隣接		
介護予防訪問看護	あり	なし	併設・隣接	ハッピーケア高槻	高槻市竹の内町63番3
					号
介護予防訪問リハビリテーション	あり	なし	併設・隣接		
介護予防居宅療養管理指導	あり	なし	併設・隣接		
介護予防通所リハビリテーション	あり	なし	併設·隣接		
介護予防短期入所生活介護	あり	なし	併設・隣接		
介護予防短期入所療養介護	あり	なし	併設・隣接		
介護予防特定施設入居者生活介護	あり	なし	併設・隣接		
介護予防福祉用具貸与	あり	なし	併設・隣接		
特定介護予防福祉用具販売	あり	なし	併設・隣接		
<地域密着型介護予防サービス>	12		Dt →H. HOW L !-	T	
介護予防認知症対応型通所介護	あり	なし	併設・隣接		
介護予防小規模多機能型居宅介護	あり	なし	併設・隣接		

介護予防認知症対応型共同生活介護	あり	なし	併設・隣接	ハッピーグループ	高槻市竹の内町63番3
				ホーム高槻	号
介護予防支援	あり	なし	併設・隣接		
<介護保険施設>					
介護老人福祉施設	あり	なし	併設・隣接		
介護老人保健施設	あり	なし	併設・隣接		
介護療養型医療施設	あり	なし	併設・隣接		
介護医療院	あり	なし	併設・隣接		
<介護予防・日常生活支援総合事業>					
訪問型サービス	あり	なし	併設・隣接	ハッピースタッフ高槻	高槻市天川新町11-2
			併設・隣接	ハッピースタッフ	高槻市大塚町1-1-11
				高槻大塚	
				ハッピースタッフ	高槻市富田町6-15-7
				高槻富田	
				ハッピースタッフ	高槻市竹の内町63番3
				高槻南	号
通所型サービス	あり	なし	併設・隣接	ハッピーデイサービス	高槻市竹の内町63番3号
				高槻	
その他の生活支援サービス	あり	なし	併設・隣接		

別添 2 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表

特定施設入居者生活介護(地域密着型・			指定の有					なし あり
	特定施設入局	居者生活介	個別の利用	月料で、実施す				
	護費で、実施ス(利用者一	するサービ 部負担 ^{※1})	(利用者	が全額負担)	包含**2	都度※2	料金**3	備考
介護サービス	(147)4	-					11 353	
食事介助	なし	あり	なし	あり		0	1,500円/回	
排泄介助・おむつ交換	なし	あり	なし	あり		0	1,500円/回	
おむつ代			なし	あり		0		おむつ等介護消耗品は入居者負担(実費)
入浴(一般浴)介助・清拭	なし	あり	なし	あり		0	1,800円/回	
特浴介助	なし	あり	なし	あり		0	1,800円/回	
身辺介助(移動・着替え等)	なし	あり	なし	あり		0	500円/回	
機能訓練	なし	あり	なし	あり		0	1,800円/回	週2回までは無料、週3回を超えた場合1
通院介助	なし	あり	なし	あり		0	1,000 円/時間	原則として家族対応。やむを得ない場合のみ施設で対 応
生活サービス		I						
居室清掃	なし	あり	なし	あり		0	1,000円/回	
リネン交換	なし	あり	なし	あり		0	3,000円/月	週1回交換。別途契約を要する
日常の洗濯	なし	あり	なし	あり		0	1,000円/回	
居室配膳・下膳	なし	あり	なし	あり	0			体調不良等の場合のみ対応(管理費に含む)
入居者の嗜好に応じた特別な食事			なし	あり				代替食の場合一食につき 200 円上乗せ
おやつ			なし	あり				
理美容師による理美容サービス			なし	あり				
買い物代行	なし	あり	なし	あり		0	1,000円/時間	通常の利用区域に限る
役所手続き代行	なし	あり	なし	あり		0	1,000円/時間	
金銭・貯金管理			なし	あり	0		900 円 /月	原則として家族対応。希望者のみ別途契約(有料)
健康管理サービス								
定期健康診断			なし	あり				
健康相談	なし	あり	なし	あり	0			施設で対応可能な範囲は必要に応じて行う。
生活指導・栄養指導	なし	あり	なし	あり	0			施設で対応可能な範囲は必要に応じて行う。
服薬支援	なし	あり	なし	あり	0			
生活リズムの記録(排便・睡眠等)	なし	あり	なし	あり	0			
入退院時・入院中のサービス								
入退院時の同行	なし	あり	なし	あり		0	,	原則として家族対応。やむを得ない場合のみ施設対 応。
入院中の洗濯物交換・買い物	なし	あり	なし	あり]	0		原則として家族対応。やむを得ない場合のみ施設対 応。
入院中の見舞い訪問	なし	あり	なし	あり			1,0000 円/時間	原則として家族対応。やむを得ない場合のみ施設対応。

- ※ 原則として、施設職員による介護サービス(食事、入浴、排泄等の身体介護、掃除、買い物等の生活援助)は行いません。上記はやむを得ない場合にサービスを利用された場合の料金となります。訪問介護等の在宅の介護保険サービスをご利用ください。
- ※ 安否確認は原則として、毎食事、夜間は2~3時間に1回を目安に行います。常時見守りはいたしません。
- ※ 金銭、貴重品に関する管理は自己責任とし、紛失及び盗難等が発生したとしても、賠償請求等は一切いたしません。ただし、金銭管理契約を締結した場合はこの限りではありません。
- ※ 通院、入退院時における治療に関する方針等の判断は施設では行えません。原則として家族にてご対応ください。

別添3 (個人情報使用同意書)

1. 利用期間

- 1) 施設の入退去に必要な期間および入居契約期間に準じます。
- 2) 入居申込から契約に至らなかった場合は、事業主または入居予定者から辞退の申し出があった日までとします。

2. 利用目的、情報を提供できる第三者の範囲

- 1) 入居者がサービス提供を受ける医療機関、居宅介護支援事業所、地域包括センター、居宅介護サービス事業 所、行政機関、その他必要な事業者への連絡調整のため
- 2) 健康状態の急な変化など主治医に意見を求める必要のある場合
- 3) 入居者が適切なサービスを受けるうえで必要不可欠な場合
- 4) 緊急を要するときの連絡等の場合
- 5) 施設内、法人内でのケアカンファレンス、事例検討会議のため
- 6) 当法人において行われる学生、ボランティア等の実習への協力のため
- 7) 施設内での安全対策のため、共用廊下に防犯カメラを設置し、居室内には睡眠管理センサーを設置する。 (睡眠管理センサーは入居者の希望により設置しないことも可能だが、設置しないことによる転倒後の発見の 遅れ等については事業主は責任を負わない。)
- 8) 施設内、法人内への広報誌への掲載のため(都度許可を確認することとする)
- 9) 当法人ホームページへの掲載のため(都度許可を確認することとする)
- 10) 上記の各号に関わらず公表している利用目的の範囲内

3. 使用条件

- 1)個人情報の提供は利用目的の範囲内とし、サービス提供に関わる目的以外には決して利用しないこと。また、サービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても第三者に漏らさないこと。
- 2) 個人情報を使用した会議の内容などについてその経過を記録し、請求があれば開示する。

別添4(身体拘束について)

1. 身体拘束に関する考え方

身体拘束は入居者様の生活を制限することであり、入居者様の尊厳ある生活を阻むものです。当施設では利用者様の主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが拘束に対する意識を持ち、身体的・精神的弊害を考慮し、身体拘束のない生活を支えます。

2. 基本方針

1) 身体拘束の原則禁止

当施設においては、原則として身体拘束を禁止します。

2) やむを得ず身体拘束を実施する場合

身体拘束の必要性を十分検討し、身体拘束による心身の損害よりも拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性、非代替性、一時性の3要件のすべてを満たした場合にのみ、ご本人様、ご家族様への説明・同意を得て行うものとします。

- (1) 切迫性・・・・入居者様本人または他の入居者様の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- (2) 非代替性・・・身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと
- (3) 一次性・・・・身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

その他、経過観察を行い、できるだけ早期に拘束を解除すべく努力いたします。

3) 日常における留意事項

身体拘束を行う必要性が生じないために、日常的に以下のことに取り組みします。

- (1) 入居者主体の行動、尊厳ある生活に努める。
- (2) 言葉や対応等で、入居者の精神的な自由を妨げない。
- (3) 入居者の意向に沿ったサービスのために、多職種協議に努める。
- (4) 入居者の身体的自由、精神的自由を安易に妨げるような行為を行わない。
- (5) 入居者が主体的な生活をしていただけるように努める。

【信託物件にかかる特約】

借主(以下、入居者)は、本契約締結にあたり、下記内容について確認し、同意したものとします。

- 1. 信託物件についての説明
- 1) 本物件は株式会社 SMBC 信託銀行を所有権の名義人(信託受託者)、ALJ Healthcare 合同会社を受益者と した信託物件である。
 - ○本信託の目的:本信託の目的は、信託契約の定めに従い、受託者が信託財産を受益者のために管理、運用 及び処分することである。
 - ○信託財産の管理方法:受託者は、本件信託契約の規定及び受益者の指図に従い、信託不動産である本物件 の管理・運用・処分等のために必要な行為を行う権限を有する。
 - ○信託期間:本信託契約は2017年9月29日から2032年11月30日までである。
- 2) 株式会社ライフケア・ビジョン(旧社名:株式会社プロパティ・ケア、以下新社名のみ表記する。)は、 信託開始日と同日付で所有権名義人と賃貸借契約を締結し、各住戸の入居者に対してこれを転貸し、状況 把握・生活相談サービスを提供する。
- 3) 信託期間満了後、株式会社ライフケア・ビジョンは新たな所有者と賃貸借契約を締結し、サービス付き高齢者向け住宅として運営する予定である。
- 2. 株式会社ライフケア・ビジョンと入居者との間の契約は転貸借契約であり、転貸借契約上の義務(敷金返還債務を含む。)は株式会社ライフケア・ビジョンのみが負い、本物件の所有者(信託受託者)は入居者に対して何らの義務も負わない。
- 3. 入居者は、株式会社ライフケア・ビジョンが入居者及び連帯保証人の住所、氏名その他の個人情報を、本物件の所有者(信託受託者)ならびに信託財産の管理運営を行う者等に対し、本物件の管理運営業務ならびに付随する業務のために開示することがあることを予め承諾する。
- 4. 本賃貸借部分の再転貸その他の利用権の設定及び転借権又は施設利用権の譲渡は禁止されている。
- 5. 入居者は、本賃貸借部分のうちの自己の転借部分又は利用部分の明渡しに際し、その事由・名目の如何にかかわらず造作・設備等に支出した諸費用(有益費・必要費を含むが、これらに限られない。)の償還、又は移転料・立退料・権利等一切の請求、かつ、本賃貸借部分又は本建物内に設置した造作・設備等の買取りの請求を、本物件の所有者ならびに株式会社ライフケア・ビジョンに対して行わない。
- 6. 入居者は、反社会的勢力でないこと及び反社会的勢力との関係又は関与の事実がないことを表明保証するものとする。

以上